

【第3次島原市男女共同参画計画の策定にあたって】



はじめに

急速に進む少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、島原市では市民一人ひとりが幸せを実感し、誇りを持って安心して暮らせる、元気で賑いのあるまちづくりを目指して、各分野においてさまざまな施策を推進しています。

理想のまちづくりを進めるためには、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し責任を分かち合いながら、多様な意見や視点が十分に活かされる男女共同参画社会を実現することが、これまで以上に重要であると認識しています。

このような中、平成27年3月に策定した「第2次島原市男女共同参画計画」の計画期間が、令和元年度をもって終期を迎えることから、これまでの成果や課題を踏まえつつ、社会情勢に対応した男女共同参画の取組みをこれまで以上に推進していくため「第3次島原市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画を推進し実効あるものとするためには、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野において、市民、事業者、行政が連携・協働して取り組んでいく必要があります。どうか、今後とも皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご助言をいただきました島原市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめアンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

島原市長 古川 隆三郎

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	計画の基本的な考え方	
1	めざす将来像	6
2	基本理念	6
3	基本目標	7
4	計画の体系図	8
第3章	計画の内容	
1	男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	
(1)	男女共同参画についての意識づくり	12
(2)	教育を通じた男女共同参画の推進	13
(3)	市民の主体的な活動での男女共同参画	14
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	
(1)	ワーク・ライフ・バランスの充実	15
(2)	仕事と家庭の両立のしやすい環境づくり	16
3	あらゆる分野における女性の活躍	
(1)	女性の登用の促進	18
(2)	女性の人材育成	18
(3)	女性の就労支援	19
(4)	女性力を生かした地域づくり	20
4	誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	
(1)	女性等に対するあらゆる暴力の根絶	21
(2)	生涯を通じた健康支援	22
(3)	生活上の困難を抱える人への支援	23
第4章	計画の進捗を図るための指標	
	5年後の目標値	26

第5章 計画の推進

- 1 庁内推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

<参考資料>

- 男女共同参画と女性活躍推進に関する市民アンケート結果概要・・・・・・・・ 30
- 島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 「第7期島原市男女共同参画推進懇話会」委員名簿・・・・・・・・・・・・ 63
- 島原市男女共同参画庁内推進会議規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）・・・・ 70
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）・・・・ 79

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

① 計画策定の趣旨

本市では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念等を踏まえ、平成17年3月に「島原市男女共同参画計画」（以下「前計画」という。）を策定して以来、国、県と連携しつつ、地域とともに男女共同参画社会の実現を目指して、総合的かつ計画的にさまざまな施策を推進してきました。

そのような中、国においては急速な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性の確保に対応するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成38年3月31日までの時限立法。以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に制定されました。また同年12月には「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画の冒頭に位置づけた「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

県においても、国の動向を踏まえつつ、平成28年3月に「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、男女がともに働きやすい環境づくりや女性の登用促進、女性の就労支援や人材育成など、女性活躍推進に向けた取り組みの強化が進められています。

しかしながら令和元年8月に実施した市民アンケート調査結果からもわかるように、男女の性別による固定的な役割分担意識は依然根強く残っており、個人が性別に関わらず個性や能力を十分に発揮できる社会の実現のためには、今後も周知啓発やさまざまな支援に取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中、島原市においては、前計画の計画期間が令和元年度で終了することから、引き続き、男女共同参画をめぐる様々な課題に対応するため、前計画の考え方を基本に「市民アンケート」や「パブリックコメント」などのご意見を踏まえ、今回「第3次島原市男女共同参画計画」の策定を行いました。

② 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく法定計画として、島原市における男女共同参画社会を実現するために、市が実施する施策の基本的な方向性と具体策を示すものです。また、あらゆる場面で実践的な活動が行われるよう市民、事業者、関係団体、行政が連携・協働して進めるものであります。

- (2) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び長崎県の「第3次長崎県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。
- (3) 本計画は、島原市市勢振興計画を上位計画とした部門別計画の一つです。また、同時に男女共同参画施策を総合的に推進するため、他の部門別計画と連携し、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えるものです。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する本市の基本計画としても位置づけています。
- (5) 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する、市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての推進計画として位置づけています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢や環境の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

男女共同参画社会とは・・・

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」
(男女共同参画社会基本法第2条)

第 2 章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

① めざす将来像

島原市は、これまで、島原半島の政治・経済・教育・文化の中心的役割を担いながら、歴史と伝統のある城下町として発展を遂げてきました。その背景には、市民がお互いに協力しあい、支え合いながらまちづくりを推進する体制が十分に図られてきたことがあげられます。

こうした人やまちの魅力である「島原らしさ」を今後も持続的に未来へ継承していくためには、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し、心身ともに豊かな生活を送ることができるまちづくりが不可欠です。

これからも男女がお互いの人権を尊重し認め合いながら、あらゆる場面において輝き続けることができるよう、前計画から引き続き「私らしい、あなたらしい、共にやさしい、まちに生きる」のキャッチフレーズの下、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

② 基本理念

国の男女共同参画社会基本法には、5つの基本理念が掲げられていますが、これらを踏まえたうえで、島原市が抱える課題をもとにした基本理念とめざす将来像を掲げます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

社会における制度または慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策または社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が平等に確保されるよう配慮すること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう配慮されること。

(5) 市民が安心して暮らせる環境の整備

すべての人が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、安心して暮らせるような地域社会を築くこと。

3 基本目標

第3次島原市男女共同参画計画では、以下の4つの「基本目標」のもと、12の「施策の方向性」、22の「具体的施策」、50の「推進項目」を体系立てて、市民にわかりやすい施策を展開していきます。

1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

依然、根深く残る性別に基づく役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する理解をさらに深めるため、広報・啓発の促進に努めます。また、あらゆる世代が教育活動や地域活動の中で男女共同参画の意識を醸成できるよう機会の充実を図ります。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活や地域生活において、役割が偏ることなく、ともに助け合いながら仕事と生活の調和を図り豊かな生活を送ることができるよう、啓発活動や子育て支援などに取り組みます。

3 あらゆる分野における女性の活躍

すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。そのため、女性の参画拡大や地域等での女性の活躍推進について重点的に取り組みます。

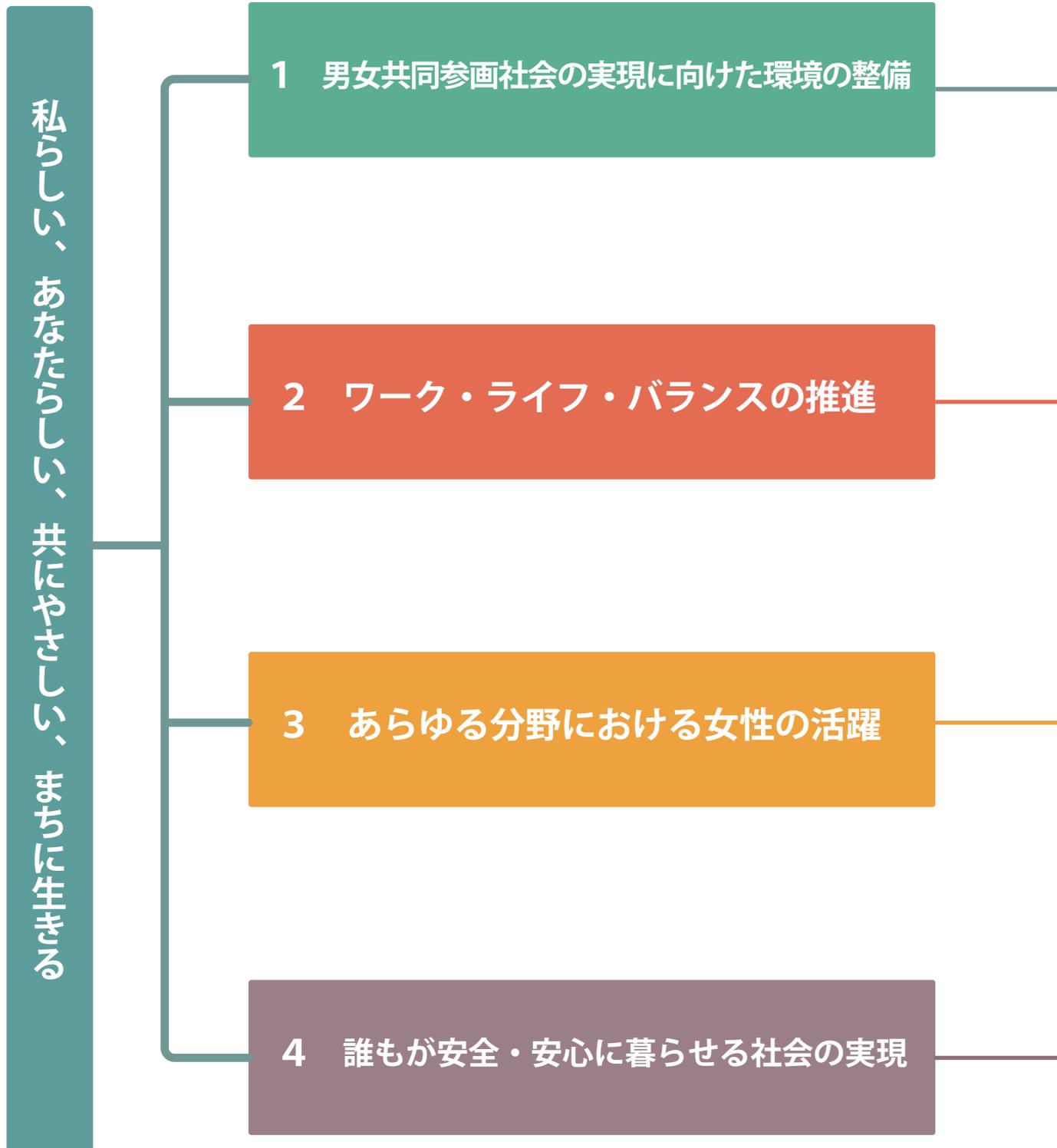
4 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

家庭や地域などあらゆる場面において、誰もが尊厳を持ち、健康で安全・安心に暮らすことができる社会の実現のため、あらゆる暴力の根絶、生涯にわたる健康支援、生活上困難を抱える人への支援等に取り組みます。

④ 計画の体系図

〔将来像〕

〔基本目標〕



〔施策の方向性〕

〔具体的施策〕

(1) 男女共同参画についての意識づくり

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ②意識改革に向けた広報・啓発活動の推進

(2) 教育を通じた男女共同参画の推進

- ①学校等における教育・学習の充実
- ②多様な学習機会の提供

(3) 市民の主体的な活動での男女共同参画

- ①地域活動への積極的な参加の促進

(1) ワーク・ライフ・バランスの充実

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の促進
- ②固定的性別役割分担意識の解消
- ③多様な働き方ができる環境づくり

(2) 仕事と家庭の両立しやすい環境づくり

- ①育児に関する体制の整備
- ②介護に関する体制の整備

(1) 女性の登用の促進

- ①市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(2) 女性の人材育成

- ①女性の人材を確保する具体的な事業の実施

(3) 女性の就労支援

- ①女性の再就職支援・起業支援

(4) 女性力を生かした地域づくり

- ①地域団体との連携
- ②男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組み

(1) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

- ①ハラスメント・DV等防止対策の推進
- ②被害者のための相談体制や被害回復及び生活支援の充実

(2) 生涯を通じた健康支援

- ①ライフステージに応じた健康管理の支援
- ②妊娠・出産に関する健康管理の支援

(3) 生活上の困難を抱える人への支援

- ①ひとり親家庭への支援
- ②高齢者の社会参画の促進
- ③障害のある人への配慮

第 3 章

計 画 の 内 容

第3章 計画の内容

① 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

(1) 男女共同参画についての意識づくり

〔現状・課題〕

男女共同参画社会の実現を図るためには、根強く残る性別役割分担意識※、性差に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを見直し、女性も男性もさまざまな分野に参画していくことができるよう効果的に啓発・普及を進めていくことが必要です。

市民アンケート調査でみると、家庭生活においては約6割、また社会全体においては約7割の人が「男性の方がとても優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答しています。(33 ページ参照)

人口減少に伴う生産年齢人口の減少、人々の価値観の多様化など社会状況が変化する中、男女共同参画の重要性はますます高まっており、こうした認識を共有していくため、啓発活動の一層の充実強化が求められます。

〔具体的施策〕

①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

推進項目	推進内容	所管
社会制度や慣行の見直しの促進	家庭、学校、職場などの各場面で、性別による役割分担意識を反映した社会制度や慣行の見直しを進め、個人が性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できるよう、あらゆる機会を捉え、男女共同参画の意識啓発に努めます。	政策企画課
男女共同参画に関する調査・研究の実施	本市における男女共同参画の現状について把握し、本市が抱える課題に関する調査・研究を行うため、市民意識調査等を実施します。	政策企画課

②意識改革に向けた広報・啓発活動の推進

推進項目	推進内容	所管
男女共同参画社会づくりのための啓発の推進	各種媒体を活用し、男女平等及び人権尊重の意識の啓発に努めます。	政策企画課
国や県と連携した啓発の推進	男女共同参画週間や人権啓発推進活動の機会に合わせて、男女平等及び人権尊重の意識の啓発に努めます。	政策企画課 市民安全課
市職員研修の推進	職員一人ひとりが男女平等及び人権尊重の視点から施策を企画・実施できるよう目標の設定や研修を推進します。	秘書人事課 政策企画課

※性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性を理由として役割を固定的に分ける意識のこと。

(2) 教育を通じた男女共同参画の推進

[現状・課題]

男女共同参画社会の実現のためには、家庭や学校等において日頃から人権尊重や男女平等、男女共同参画の理念等に触れ、理解を深めることが重要です。

本市ではこれまでも学校等において、子どもの発達段階に応じた人権教育等を推進してきましたが、引き続き、男女共同参画の視点に立ったさまざまな教育を推進していく必要があります。

また、生涯にわたって多様な学習機会が確保されることも大切であり、多くの市民に向けて男女共同参画に関する生涯学習の充実を図ります。

[具体的施策]

①学校等における教育・学習の充実

推進項目	推進内容	所管
学校教育全体を通じた人権教育の推進	学校教育全体を通じて、人権尊重と男女共同参画に関する意識を高めるとともに、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	ジェンダー教育(※)、キャリア教育(※)、性教育、DV(※)予防教育等、子どもの発達段階に応じ男女共同参画の視点に立った適切な教育の推進に努めます。	こども課 学校教育課
教職員や保育士、保護者への研修等の充実	県教育委員会等と連携し、教職員や保育士の研修参加等を促進します。また、PTA研修の場に男女共同参画の学習を組み入れ、保護者と教師が共に学ぶ機会の確保に努めます。	こども課 学校教育課 社会教育課

②多様な学習機会の提供

推進項目	推進内容	所管
メディア等を活用した市民への情報提供	男女共同参画に関する国内外の最新情報を収集し、各種メディア等を活用して広く市民に学習機会についての情報を提供します。	政策企画課
生涯学習としての学習機会の充実	地域や学校と連携し、男女共同参画の視点に立った講座やセミナー等を実施し、より多くの市民に学習の機会を提供します。	社会教育課

※ジェンダー教育

ジェンダー（社会的・文化的な性差）についての理解を促し、性別にとらわれず、多様な人と人間関係を構築していくことを学ぶ教育

※キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力

（3）市民の主体的な活動での男女共同参画

〔現状・課題〕

地域の課題を解決するためには、その地域に住む人々が日頃から互いに助け合い、協力し合うことが不可欠であり、そのことが地域コミュニティ活動を活性化させることにもつながります。

市民アンケート調査の結果をみると、男女ともに、さまざまな地域活動に参加してみたいと思うものの、積極的に参加するには至っていない人の割合が一定程度見受けられます。また男女が共に家事、育児、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには何が必要かという問いには「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」という回答が約6割と最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」が多くなっています。（41 ページ参照）

豊かな生活や社会の活性化のためには、地域活動への参画拡大の意義について理解促進を図る必要があります、特に男性のライフスタイルの見直しや意識改革に引き続き取り組む必要があります。

〔具体的施策〕

①地域活動への積極的な参加の促進

推進項目	推進内容	所管
地域行事に参加することについての理解促進	地域行事への参加について、地域や職場、家庭においての理解が進むように市広報紙等を活用した啓発に努めます。	政策企画課
町内会・自治会活動やPTA等を通じた地域活動の活性化	町内会・自治会活動やPTA活動等を通じて、その地域に住む人々が、日頃から互いに助け合い、協力し合うことで、地域コミュニティ活動が活性化するような取組を進めます。	秘書人事課 政策企画課 社会教育課
NPOやボランティア活動などへの支援	NPOやボランティア活動をはじめ、多様な地域活動への支援を通して、地域社会における男女共同参画を推進します。	政策企画課

② ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの充実

[現状・課題]

ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、ライフステージに応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいいます。

今回の市民アンケート調査結果において、ワーク・ライフ・バランスの望ましい形と現在の状況をみると男女ともに望ましい形は「家庭生活または地域活動と仕事を両立」が6割前後となっているのに対し、現在の状況としては3割程度となっていることから、引き続き、家庭や職場などにおいて「ワーク・ライフ・バランス」の理解と意識の浸透を図るとともに、仕事と家庭生活や地域活動との両立を支援する基盤づくりを進めていくことが大切です。(51 ページ参照)

[具体的施策]

①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の促進

推進項目	推進内容	所管
企業等でのワーク・ライフ・バランスの充実	企業等に対しワーク・ライフ・バランスが充実することが生産性や業績の向上にもつながるということを周知し、積極的に取り組む企業等については好事例として広く紹介し、社会的評価を高めます。	政策企画課 産業政策課
市民のワーク・ライフ・バランスの充実	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるために、市民向けの講座や体験型イベント等を積極的に開催します。	政策企画課

②固定的性別役割分担意識の解消

推進項目	推進内容	所管
男女共同参画に対する男性の意識改革	男性が家庭・地域活動に参画しやすい環境づくりへの理解を深めるため、研修会や講座を開催します。	政策企画課
仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	家庭生活において男女がともに家事・育児・介護等協力し合うことが大切であることを、あらゆる機会を捉え、周知啓発します。	政策企画課 こども課 産業政策課

③多様な働き方ができる環境づくりの推進

推進項目	推進内容	所管
働き方の見直しに関する周知啓発	長時間労働の抑制や労働時間の短縮、在宅勤務の普及、各種休暇制度の導入等、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等に対し情報提供し、周知を図ります。	政策企画課 産業政策課
市職員の働き方の見直しの推進	市職員の働き方の見直しの必要性について管理職員へ周知を徹底するとともに、業務の効率化、長時間労働の抑制、各種休暇取得促進に努めます。	秘書人事課 政策企画課

(2) 仕事と家庭の両立のしやすい環境づくり

〔現状・課題〕

市民アンケート調査において、仕事と家庭の両立を実現させるためにはどのようなことが必要かを尋ねたところ、職場環境に関することや、家庭内の相互理解に関することと合わせて、育児や介護のための施設やサービスの充実が必要という回答も多く見られます。

人口減少に伴い労働人口も減少する中、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を送るためには、安心して仕事と育児・介護を両立することができる環境の整備を進めることが大切です。(53ページ参照)

〔具体的施策〕

①育児に関する体制の整備

推進項目	推進内容	所管
子育てに関する相談体制の充実	子育て支援センターと連携し、相談支援体制の整備、子育て講座等の充実など、子育てに関する支援体制の充実を図ります。	こども課
保育のための施設やサービスの充実	保育所等の整備を推進し、待機児童ゼロの維持に努めます。また保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	こども課
子育てに関する情報提供とネットワークづくりの推進	HPや母子健康手帳アプリ(※)、各種情報誌の充実を図り、子育てに関する情報を広くタイムリーに発信するとともに、子育て支援のネットワークづくりを促進します。	保険健康課 こども課

②介護に関する体制の整備

推進項目	推進内容	所管
地域包括ケアシステム（※）の構築の推進	「介護保険事業計画」（島原地域広域市町村圏組合介護保険課策定）等に基づき、島原地域広域市町村圏組合介護保険課と連携し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制づくりの構築を進めます。	保険健康課 福祉課

※母子健康手帳アプリ

乳幼児の月例に合わせた予防接種案内の受信や健診記録のデジタル管理などができるスマートフォン向けのアプリ

※地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供されるシステム



③ あらゆる分野における女性の活躍

(1) 女性の登用の促進

[現状・課題]

国においては「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にする」という目標を達成するために、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※）が進められてきたところですが、平成27年8月に女性活躍推進法が成立したことにより、さらにポジティブ・アクションの実効性を高め、男女の実質的な機会の均等を目指すこととされました。

本市においては、平成31年4月1日現在、審議会等の女性委員の割合は18.7%と、まだまだ女性の参画が十分に進んでいるとはいえません状況です。

こうしたことから、女性の能力向上と人材確保を図るとともに、社会全体の意識改革により、政策・方針決定過程への女性の参画をさらに拡大していく必要があります。

[具体的施策]

①市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

推進項目	推進内容	所管
市の審議会委員への女性の選任の推進	市政のさまざまな分野で女性はその持てる能力をいかんなく発揮できる体制を構築するとともに、バランスのとれた質の高い市政を実現するため、市の審議会委員への女性の選任を推進します。	政策企画課
女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進	本市における「女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（※）に基づき、女性職員への幅広い職務経験の付与や研修の充実により能力向上に努め、管理的地位にある職員への登用を推進します。	秘書人事課

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

※女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

島原市が、職員を雇用する事業主としての立場から、職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画

(2) 女性の人材育成

[現状・課題]

職場や地域等において、女性自身が主体となって活動していくことは、社会が直面するさまざまな課題の解決や地域経済の活性化にもつながります。

特に農林水産業や商工業等の分野においては、消費者のニーズや食の安全に対する関心が高く、女性が参画することにより多様な視点や発想が生まれ、産業自体の活性化が期待されます。

その他にも女性の活躍が期待されるさまざまな分野において、女性の能力開発等人材育成等の支援を続けていく必要があります。

〔具体的施策〕

①女性の人材を確保する具体的な事業の実施

推進項目	推進内容	所管
国や県と連携した取組の推進	国や県の主催事業等活用しながら、あらゆる分野での女性リーダー等の人材育成のため、多様な動機付けの仕組みを構築していきます。	政策企画課
農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画の推進	農林水産業、商工業等自営業において、女性リーダー等の人材育成につながる支援を行います。	産業政策課 農林水産課
企業、NPO活動等における女性の活躍の推進	企業、NPO活動等において、女性リーダー等の人材育成につながる支援を行います。	政策企画課 産業政策課

(3) 女性の就労支援

〔現状・課題〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が策定され、自らの意思によって働き、または働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会の実現を目指し、さまざまな施策が進められています。

本市においても、人口減少・少子高齢化により、労働力が低下し地域が衰退することを防ぐため、出産・子育て・介護によって一旦離職した女性に対し職業能力を向上させるための支援、再就職、起業に関する情報提供など、各種チャレンジの推進体制づくりが必要です。

〔具体的施策〕

①女性の再就職支援・起業支援

推進項目	推進内容	所管
女性の再就職支援にかかる情報提供、相談体制の充実	子育てや介護などで離職した人の再就職を支援するため、国や県と連携して就職情報の提供や就職相談、セミナー等による支援の充実を図ります。	政策企画課 こども課 産業政策課
女性の職域拡大に関する支援や情報発信	就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報を提供するなど、女性の就業促進につながる支援を行います。	政策企画課 産業政策課

女性の起業支援にかかわる情報提供等	起業を目指す女性を支援するため、国や県と連携して起業に関する情報の提供やセミナー等を開催し、女性の活躍の場の拡充に取り組みます。	政策企画課 産業政策課
-------------------	--	----------------

(4) 女性力を生かした地域づくり

[現状・課題]

地域づくりにおいて男女共同参画や女性の活躍を推進することは、より地域に密着した課題の解決や、新たな視点による活性化にもつながります。

そのためにも地域や地域の女性団体に対する情報提供や団体間の交流を促進するような支援を充実させていく必要があります。

また、特に近年、全国各地で大規模な災害が頻発しており、災害時は多くの人々が避難生活を余儀なくされる状況となっています。このような災害時における避難所の整備・運営、あるいは日頃の防災活動についても、男女共同参画の視点を反映し、男女が共に参画する仕組みづくりを進めていくことが重要です。

[具体的施策]

①地域団体との連携

推進項目	推進内容	所管
地域団体との連携及び活動の支援	地域の女性団体等と連携して男女共同参画についての周知啓発を行い、各団体等が行う男女共同参画推進の取組を支援します。また、各団体で活躍する女性人材の情報を収集し、協調、連携に努めます。	政策企画課 産業政策課 社会教育課

②男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組み

推進項目	推進内容	所管
防災施策における女性の参画推進	防災、災害、復興にかかる政策・方針決定の場や、防災活動の現場等に女性の参画を促進し、地域防災対策の充実を図ります。	市民安全課
防災及び災害時の取り組み	災害時における避難所の整備・運営、備蓄などについて男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点を持って対策に取り組みます。	市民安全課

4 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

(1) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

〔現状・課題〕

配偶者等からの暴力（DV）、各種ハラスメント（※）や性犯罪等、あらゆる暴力は誰に対しても決して許されるものではなく、特に女性に対する暴力は経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に起因するという実態もあり、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。

市民アンケート調査によるとDV経験者のうち半数以上が「どこ（だれ）にも相談できなかった」と回答しており、問題が潜在化したり、個人的な問題として矮小化される傾向が伺えます。（55ページ参照）

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を容認しない社会風土の醸成のための周知啓発事業や、被害者に対する相談・支援をより充実させていく必要があります。

〔具体的施策〕

①ハラスメント・DV等防止対策の推進

推進項目	推進内容	所管
ハラスメント防止に関する周知等	各種ハラスメントについての理解を促進するため、国や県、関係機関と連携しハラスメント防止の周知啓発を行います。	政策企画課
DV等防止に関する周知等	DV等は、犯罪も含む重大な人権侵害であるとの認識を徹底させるため、あらゆる機会を捉え、未然防止に向けた周知啓発を行います。	政策企画課 市民安全課 こども課

②被害者のための相談体制や被害回復及び生活支援の充実

推進項目	推進内容	所管
被害者のための相談体制の充実	国や県、関係機関と連携し、あらゆる暴力に対応したきめ細やかな相談体制を充実させます。	政策企画課 市民安全課 こども課
相談機関や各種支援等の情報提供	各種媒体を活用し、市の相談窓口や県の配偶者暴力相談支援センター等の相談機関についての情報提供に努めます。	政策企画課 市民安全課 こども課
被害者への途切れることのない支援	関係各課及び関係機関との連携を図り被害者の回復に向けた途切れることのない各種支援に努めます。	政策企画課 市民安全課 こども課

※ハラスメント

人を困らせること。嫌がらせ。

(2) 生涯を通じた健康支援

[現状・課題]

男女がともに生涯にわたり健康を維持し、一人ひとりがいきいきと暮らすためには、身体的な性差やライフステージ等による心身の変化についての正しい知識を身につけたうえで健康管理を行っていくことが重要です。性差等に関する正確な知識を身につけることは、他者との違いを理解し、互いの人権を尊重することにもつながります。

このようなことに配慮しながら、男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。

[具体的施策]

①ライフステージに応じた健康管理の支援

推進項目	推進内容	所管
健康診査、健康教育の推進	健康教育の機会や情報を提供し、特定健診やがん検診等の受診を促進することにより、男女が性差やライフステージに応じて適切に健康管理することを支援します。	保険健康課 こども課
生涯にわたるスポーツ活動の推進	個々人のライフステージに応じ、適度なスポーツ活動を取り入れた健康の保持増進を推進します。	保険健康課 スポーツ課

②妊娠・出産に関する健康管理の支援

推進項目	推進内容	所管
妊娠・出産期における女性の健康管理の充実	妊娠から出産まで一貫して健康診査、保健指導、相談等の保健医療サービスの提供等が受けられるよう支援します。	保険健康課
妊娠・出産期の経済的負担の軽減	不妊・不育治療や妊婦健診にかかる助成等を行い、妊娠・出産期の経済的負担の軽減を図ります。	保険健康課
周産期医療や救急医療体制、小児科医療体制の充実	リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、医師会等関係機関との連携を図り、体制の整備に努めます。	保険健康課 福祉課

(3) 生活上の困難を抱える人への支援

〔現状・課題〕

誰もが生きていくうえで身体的、経済的に困難な状況に置かれる可能性があります。ひとり親家庭や高齢者、障害のある人など、全ての人々がひとりの人間として尊厳され、共生していく男女共同参画社会を実現するためには、生活上困難を抱える人も自立し、安心して暮らすことができるような環境整備を図る必要があります。

〔具体的施策〕

①ひとり親家庭への支援

推進項目	推進内容	所管
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対し、その生活の安定と向上のため相談体制の充実を図ります。また、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。	こども課

②高齢者の社会参画の促進

推進項目	推進内容	所管
高齢者の社会参加と交流の促進	高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、高齢者の社会参加や生涯学習の推進、世代間交流の促進につながるような取組を進めます。	福祉課 社会教育課
高齢者の就労支援の推進	高齢者が年齢に関わらず意欲と能力に応じて働くことができるようシルバー人材センターやハローワーク等関係機関との連携を図ります。	産業政策課

③障害のある人への配慮

推進項目	推進内容	所管
障害についての理解と日常生活等における障害者への配慮の重視	障害者の自立の重要性について理解を深めるとともに、日常生活等における障害者への配慮等を広く市民に呼びかけます。	福祉課
障害者の自立を支援する社会基盤の整備	障害者等が自立し、安心して暮らすため、バリアフリー化など生活環境の整備を推進します。	福祉課 道路課 都市整備課
障害者が安全で働きやすい職場環境への改善	障害者にとって安全で働きやすい職場環境となるよう、企業や関係団体に協力を依頼します。	福祉課

第 4 章

計画の進捗を図るための指標

第4章 計画の進捗を図るための指標

○ 5年後の目標

基本目標	項目		基準値	目標値	
1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	1	「男女共同参画社会」という言葉と内容の認知度	20.0%	50.0%	
	2	社会全体が平等になっていると思う人の割合	17.2%	30.0%	
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	3	「家庭生活または地域活動と仕事を両立させている」と回答する率	32.4%	40.0%	
	4	「夫婦間での役割分担が平等」と回答する率	① 育児	8.9%	15.0%
			② 子どものしつけ	20.2%	30.0%
			③ 介護	11.9%	20.0%
5	市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	20.0%	40.0%		
3 あらゆる分野における女性の活躍	6	「市の審議会等委員への女性の登用率	18.7%	30.0%	
	7	子どもができて仕事も続けることが望ましいと考える率（出産のため退職しても再就職することが望ましいと考える率も含む）	83.2%	90.0%	
	8	民間企業と連携して実施するセミナー等に参加する市内企業・団体の数	5 団体	10 団体	
4 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	9	配偶者から暴力等を受けた際に誰かに打ち明けたり、相談したりしなかった（できなかった）人の割合	53.6%	0%	
	10	特定健診受診率	45.4%	60.0%	
	11	乳がん検診受診率	23.3%	50.0%	
	12	子宮頸がん検診受診率	27.7%	50.0%	

※基準値、目標値については以下を根拠に設定しています。

項目1、2、3、4、7、9 ……市民アンケート調査（R1）

項目5 ……「女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（H28.3策定）」

項目6 ……内閣府調査（H30）

項目8 ……開催実績（R1）

項目10、11、12 ……「健康しまばら21（H31.3策定）」

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

島原市のまちづくりに関わるすべての施策に、男女共同参画についての視点を反映させていくため庁内組織である「島原市男女共同参画庁内推進会議」を中心とした関係各課の横断的な連携強化や男女共同参画担当部署の充実を図り、全庁的な推進体制の整備に努めます。

2 連携体制の整備

男女共同参画社会の実現を目指し、市だけではなく、市民、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開していくため、あらゆる分野においてこれらが連携・協働し、積極的な施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理

計画を実効性のあるものにし、総合的に進めるため、庁内推進会議において進捗状況を把握し、成果等の評価について研究するとともに、進行管理を行います。また、男女共同参画推進懇話会にも報告し、進捗状況や取り組みについての意見を求めることとします。